

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会における
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための遵守事項

1 趣旨・目的

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会(以下、「協議会」という。)の運営に際し、協議会の出席者である市民、市職員及び協議会委員(以下、「出席者」という。)に対する新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、事態が終息するまでの間について、会議室内に入る人員の制限と会議に要する時間の短縮に努めるなど協議会運営における遵守事項を設けるものとする。

2 内容

(1) 出席者の遵守事項

- ア 発熱や体のだるさ、倦怠感がある場合は出席を見合わせる。
- イ マスクを持参し、周囲の人と会話する場合、会議中に発言する場合は装着すること。ただし、熱中症など感染症以外のリスクにも配慮する必要がある場合は、周囲の人との距離を十分にとったうえで適宜外しても構わない。
- ウ 咳エチケットを徹底すること。
- エ 会議室の入退室に際し、手洗い・手指の消毒を徹底すること。
- オ できるかぎり目、鼻、口に触れないこと。
- カ 協議会における質疑や答弁を簡潔明瞭にするなど、会議に要する時間の短縮に努めること。

(2) 事務局の遵守事項

- ア 定期的に窓開け換気をすること。
- イ 会議室の席次について、対面で会議を行う場合は人と人との間隔を2メートル以上確保し、横並びで会議を行う場合は人と人との間隔を1メートル以上確保すること。
- ウ 会議室の出入口に、手指消毒用のアルコール溶液を設置し、出席者に消毒を促すこと。
- エ 出席者が頻繁に触るものを定期的に消毒すること。
例：ドアノブ、電気のスイッチ、マイク、テーブル、椅子など
- オ 市民などの傍聴希望者に対して、原則控えていただくようご案内することとし、そのうえで傍聴を希望する場合は、2(1)アからオの記載事項について徹底するよう求めること。なお、傍聴を控えていただくに当たっては、協議会の議事録、資料を迅速に取りまとめ、早期公開できるよう配慮すること。

3 その他

今後も、感染症の蔓延状況や関係者の意見、国・都の動向を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。